

## マイナンバー法に関する財形Q & A

本資料は、平成 28 年 4 月の法令等に基づき作成しています。法令改正等により、取り扱いが変更となる可能性がありますので、ご注意ください。

No.	ご質問	ご回答	ご注意など
1	マイナンバー制度がはじまると、どうなるのか。	<p>①財形貯蓄・財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄（第一財形）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄の各種非課税貯蓄申告書（以下「非課税貯蓄申告書等」と言います）にご加入者さまの個人番号と事業主(勤務先)さまおよび事務代行先(※)の法人番号を記載することになります。</li> <li>・財形貯蓄（いわゆる「一般財形」）はマイナンバー法の対象外です。</li> </ul> <p>※財形法に定める事務代行先（商工会議所等）が対象であり、財形事務を委託している福利厚生専門会社や子会社などは対象外です。（事務代行先欄の記載自体が不要です。）</p> <p>②財形給付金信託（第二財形）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中途解約で給与所得扱いとなる場合、当社が「給与所得の源泉徴収票」を作成するため、中途解約されるご加入者さまから個人番号を通知していただくことになります。</li> <li>・個人番号を通知していただくご加入者さまには、当社から郵送で直接ないしは事業主(勤務先)さま経由でご依頼し、個人番号届に記載いただき確認書類とともに直接当社あてにご返信いただきます。</li> </ul> <p>③相続時のお手続きについて……第一財形（一般財形を含みます）・第二財形共通です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご加入者さまがお亡くなりになったときに、当社が作成する「信託に関する受益者別（委託者別）調書」にご承継人の個人番号が必要となります。（相続手続時にご承継人の方からご申告いただきます）</li> </ul> <p>※第一財形・第二財形については、上記 1 記載の「給与所得の源泉徴収票」「信託に関する受益者別（委託者別）調書」以外に当社が作成する法定調書はございません。</p>	記載いただく「非課税申告書等」についてはNo. 2をご参照ください。
2	個人番号の記載が必要になる非課税貯蓄申告書等は何か。	<p>税制改正により平成 28 年 4 月 1 日以降は下記の申告書に個人番号の記載が必要となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書（注：新規申込時に使用）</li> <li>②財産形成非課税住宅（年金）貯蓄異動申告書（注：ご加入者さまの住所変更・改姓名等に使用）</li> <li>③財産形成非課税住宅（年金）貯蓄勤務先異動申告書</li> </ul>	国税庁ホームページ「平成 28 年度税制改正によるマイナンバー（個人番号）記載対象書類の見直しについて（改正内容のお知らせ）」添付の一覧に左記①～③以外の申告書等の名称が記載されています。

## マイナンバー法に関する財形Q & A

本資料は、平成28年4月の法令等に基づき作成しています。法令改正等により、取り扱いが変更となる可能性がありますので、ご注意ください。

No.	ご質問	ご回答	ご注意など
3	非課税貯蓄申告書等のご勤務先控・加入者控にも個人番号・法人番号の記載が必要か。	<p>①非課税貯蓄申告書等のご勤務先控は、保管する必要がありますが、<u>個人番号を別途管理し、必要に応じて非課税貯蓄申告書等に紐づけすることができれば、ご勤務先控に個人番号の記載がない場合でも問題ありません。</u></p> <p>②非課税貯蓄申告書等のご加入者さま控は、保管義務がございませんので、記載は不要です。</p>	複写式等の非課税貯蓄申告書等を金融機関にお送りいただく際は、金融機関提出用のみお送りください。(個人番号の記載のある「ご勤務先控」「ご加入者さま控」をお送りいただいた場合、個人番号は黒塗りの上で、ご返却させていただきます。)
4	マイナンバー法に対応した非課税貯蓄申告書等の様式が欲しい。	当社財形事務センターまでご請求ください。 なお、旧帳票でご提出があった場合でも、要件を満たしている場合は、旧帳票での受け入れをすることがあります。旧帳票において、不要な個人番号の記載がある場合は、当社で「黒塗り」した上で、受け入れさせていただくことがあります。	上記No.2 記載の法令改正により再度の様式変更を行います。
5	非課税貯蓄申告書等の個人番号の本人確認は事業主が行うのか。	ご加入者さまご本人から提出されたものであること、記載された個人番号が正しいことの確認は、事業主(勤務先)さまが行っていただきます。ご加入者さまの通知カード・個人番号カードの写しを金融機関に送付することは、不要です。	
6	収集中につき勤務先で個人番号の確認ができないがどうしたらよいか。	当社では判断致しかねますので、所轄税務署宛に個別にご相談願います。お手数ですが、ご相談の結果については、当社にもご連絡をお願いします。	
7	加入者が個人番号の記載を忘れた場合はどうなるのか。	個人番号の記載は非課税申告書等の必要事項とされているため、個人番号の追記をいただいた上で、再提出をお願いします。	
8	加入者が個人番号の記載を拒んだ場合はどうなるのか。 【既存加入者の場合】	<p>①個人番号の記載は、法律で定められた義務であることをお伝えいただき、記載してもらうようにしてください。それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。</p> <p>②経過等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかが判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。</p>	左記は【特定個人情報保護委員会ガイドライン(別冊)金融業務Q17-6】抜粋です。

## マイナンバー法に関する財形Q & A

本資料は、平成 28 年 4 月の法令等に基づき作成しています。法令改正等により、取り扱いが変更となる可能性がありますので、ご注意ください。

No.	ご質問	ご回答	ご注意など
9	加入者が個人番号の記載を拒んだ場合はどうなるのか。 【新規加入者の場合】	新規加入申込書等に個人番号記載がない場合、新規加入はできません。	
10	個人番号の提供を受けられない場合、提供を求めた経過等は、金融機関に通知する必要があるのか。	個人番号の記載漏れかの判断ができませんので、提供を受けられない場合は、その旨を非課税貯蓄申告書等の余白に追記いただくか、別紙にご記入いただいたもの（様式適宜）を非課税申告書等に添えてご提出をお願いします。	
11	非課税貯蓄申告書等提出時に個人番号にシール等を貼る必要があるのか。	事業主(勤務先)さまからお送りいただく財形の非課税申告書等につきましては、当社で個人番号が記載されているかどうかの確認が必要となるため、シール等の貼付は不要です。	
12	マイナンバーを記載する必要のない申告書(例：一般財形加入者)に個人番号が記載されていたら、書類は差し替え、または、二重線で訂正する必要があるのか？	事業主(勤務先)さまにて気がついた場合は、事業主(勤務先)さまにて「差替」ないしは「黒塗り(判読できないように)」をお願いします。 当社で受付時に不要なマイナンバーの記載があった場合、当社で「黒塗り(判読できないように)」をした上で、受け入れさせていただくことがあります。	国税庁ホームページ「平成 28 年度税制改正によるマイナンバー(個人番号)記載対象書類の見直しについて(改正内容のお知らせ)」添付の一覧に記載不要となる申告書等の名称が記載されています。
13	法人番号の記入も必要か。	お手数ですが事業主(勤務先)さまの法人番号を「賃金の支払者」欄にご記入ください。 財形年金、財形住宅の新規加入申込書は帳票上部に、法人番号記入欄を設けておりますので、こちらにも法人番号をご記入ください。 ※受託金融機関の法人番号欄は当社で記入します。	
14	財形住宅貯蓄の払い出しの際に添付する住民票は、個人番号記載ありのものを添付するのか。	個人番号の記載がないものの写しをご提出ください。	
15	加入者が非課税貯蓄申告書等を直接金融機関に提出することは可能か。	ご加入者さまがご在職中であれば、事業主(勤務先)さまにて上記No.5のご確認をしていただきますので、当社では直接受理することはできません。	